平成２２年（フ）第２０１号
岡山市北区牟佐186番地３　山本方
債務者　瀧岡しのぶ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４号
岡山市北区谷万成１丁目６番７号
債務者　谷　　道郎
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９号
岡山県津山市川崎551番地10
債務者　相澤　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月12日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第９５４７号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目16―３―201
債務者　村上　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７５８号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西14―606
債務者　市川佐代子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４号
岡山県津山市東一宮629番地16
債務者　黒田　博久
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１５号
岡山県津山市東一宮629番地16
債務者　黒田　陽子（旧姓金島）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７２号
岡山県真庭市中262番地ウイング21落合503号室
債務者　硯　　敦子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月19日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２６５号
青森県上北郡東北町字向簇屋62番地11
債務者　伊賀　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
川崎市川崎区小田１丁目８番７号　103、前住所川崎市川崎区元木２丁目３番23―503号スカイコーポ元木
債務者　菅　　輝雄
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７３５号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23―３―11―501
債務者　渡邊　瑞子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７号
静岡県富士宮市朝日町15番17号　サンコーポ朝日Ａ303
債務者　依田　　命
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７１４号
東京都府中市宮西町５丁目５番地の１アーバンオルム府中202
債務者　高橋　裕美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３４号
東京都福生市大字熊川366番地２
債務者　川窪　一子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０３号
静岡県浜松市中区茄子町50番地
債務者　山田　文夫
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係